

鳥取県水源かん養税（仮称）の検討案

税 務 課

1 鳥取県水源かん養税（仮称）の創設について

○ 本県は、県土の約74%を森林が占める林野率全国13位の森林県ですが、木材価格の低迷による林業採算性の悪化等により適切な手入れが行われていない森林が増加しています。

このままでは、広く県民が享受している、水源かん養、県土保全、大気保全等の森林の公益的な機能の発揮に支障をきたすおそれがあります。

○ 県民共通の財産とも言うべき森林を、上流と下流が一体となって、県民全体で守り育てていく取り組みの一環として鳥取県水源かん養税（仮称）の創設を検討するものです。

今後、下記の案をたたき台にして、県議会をはじめ広く県民の方に意見を聞き、よりよい仕組みを作っていきたいと考えています。

2 検 討 案

目 的	森林の有する水源かん養機能の維持・増進を図るための施策に要する費用に充てるため鳥取県水源かん養税（仮称）を創設する。
納 税 義 務 者	上水道事業の水道事業者に料金を支払い給水を受ける者
課 税 対 象	上水道事業で供給する水の使用
課 税 標 準	使用水量
税 率	1立方メートルにつき1円
徴 収 方 法	水道事業者による特別徴収
税 の 仕 組 み	<pre> graph TD A[上水道使用者(納税義務者)] -- "(水道料金と併せて納税)" --> B[水道事業者(特別徴収義務者)] B -- "(取りまとめて申告納入)" --> C[県] </pre>
税 収 規 模	6,000万円程度（平年度）
税 収 使 途	<ul style="list-style-type: none"> ・水源かん養保安林（部落有林、財産区有林、学校林に限る）を整備する経費の助成 ・適正な管理が行われていない水源かん養保安林を、市町村が取得し管理する経費の助成 など
そ の 他	・条例施行後、3年で見直しを行う。

（注）簡易水道等上水道以外の飲用供給施設に係る水の使用については、上水道との均衡を失しないよう、市町村の協力を得て適切な課税の仕組みを設けるよう検討する。